

年 頭 の ご 挨拶

水産庁増殖推進部漁場資源課長 小田 巻 実

新年、明けましておめでとうございます。皆様には、平素より水産行政にご理解を頂き、また、漁場油濁被害救済基金の運営にご協力を賜っておりますこと、この紙面をお借りしまして、心から御礼申し上げます。

さて、昨年は、燃油価格の高騰や大型クラゲの出現、能登半島・新潟中越沖地震などの自然災害など、漁場環境に深刻な影響を及ぼす出来事がいくつも発生した年でした。また、船舶衝突や座礁・沈没等の海難事故に伴う油流出事故も発生し、当基金の事業目的である原因者不明の漁場油濁被害も7件発生しました。

いくつか挙げますと、1月には愛媛県弓削島のノリ養殖場に油濁が付着し漁業被害が発生しました。この事件では、原因者が特定されなかったため、当基金より被害を受けた漁業者に対して救済金が支出されています。

4月には、宮城県山元町沖において貨物船 JANE 号（4643 トン）が座礁し、油と積荷の石炭が流出する事故が発生しました。未だ船体の撤去には至っておりませんが、4月に改正されたばかりの「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第40条に基づき、海上保安庁から船体撤去命令が発出されました。今後、船主による撤去作業が実施される予定と聞いています。

さらに、国内で発生した事故ではありませんが、12月には韓国泰安沖においてタンカー HEBEI-SPIRIT（14万6千トン）とクレーン台船の衝突事故が発生し、積荷の原油26万3千klのうち1万25百kl（推定）が流出しました。この量は、平成9年に我が国で発生したナホトカ号事故の6240kl（推定）の約2倍にもなります。この事故に対して、韓国では流出油の防除・回収にあたるとともに、我が国においても、従来から北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）に参画して国際協力を行っているところであり、韓国側の要請に応じて防除資機材の提供、海上保安庁ほかの国際緊急援助隊専門家チームを派遣するなどの協力を行っています。今回のような油流出事故について我が国では、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（国家的緊急時計画）が定められ、関係省庁が協力して対応することになってはいますが、改めて大規模油流出事故等に対する準備と対応の重要性を再認識させられました。

さらに、近年では毒性を有する化学物質を搭載する船舶の航行も増加してきており、万が一、座礁事故等が発生し毒性を有する積荷が流出するような事態になれば、周辺漁場への影響はもちろんのこと、航行船舶や周辺住民にも大きな影響を与えます。このような事故に対する対応体制の整備が必要となる中、昨年6月には「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」（OPRC-HNS 議定書）が発効し、国家的緊急時計画も見直されました。これに基づき、水産庁としても関係省庁と連携して適切な対応を図っていくことにしています。

漁業者にとって漁場は、単にそのときの生業の場であるばかりではなく、未来にわたって持続的に利用できる水産資源の源泉であり、その意味で漁場環境の保全は生産基盤を左右するものとして非常に重要です。水産庁としても、漁業関係団体及び水産業界並びに関係行政機関と連携し、一体となって良好な漁場環境の維持・回復に取り組む必要があると考えております。そのためには、普段から事故や災害に対する準備と対応体制を整えておくことが重要です。その中で、当基金は、漁場油濁被害に対する漁業者の不安や懸念を取り除く重要な役割を果たしており、漁場油濁被害の未然防止と軽減に向け、積極的に活動することを期待されています。水産庁としても当基金がその役割を十分に果たせるよう努力していく所存ですので、関係各位のより一層のご理解とご支援をお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。